

知事記者会見の概要

日 時：令和2年10月20日(火) 10:00～10:31

場 所：502会議室

出席者：知事、総務部長、広報広聴推進課長

出席記者：14名、テレビカメラ5台

1 記者会見の概要

広報広聴推進課長開会の後、知事から2件の発表があった。

その後、代表・フリー質問があり、知事が答えて閉会した。

2 質疑応答の項目

発表事項

- (1) 山形県プレミアム付きクーポン券の販売開始について
- (2) 介護・障がい者施設等の職員相互応援ネットワークについて

代表質問

- (1) 開業医によるPCR検査の体制について

フリー質問

- (1) 代表質問に関連して
- (2) 女川原子力発電所の再稼働について
- (3) 学校法人東海山形学園に係る公文書一部不開示取消訴訟等について
- (4) 被災者生活再建支援法の改正案について
- (5) 次期知事選への対応について

<幹事社：毎日・産経・YBC>

☆報告事項

知事

皆さん、おはようございます。朝夕めっきり冷え込むようになってまいりました。

もみじと言いますか、紅葉（こうよう）がきれいになってきたわけですがけれども、蔵王がですね、旅行情報誌が発行する中で、「遊べる絶景紅葉ランキング」で、1位になったと、蔵王ロープウェイが1位になったということでもありますので、大変喜ばしいなと思っております。また、日本総研（補足：日本総合研究所）の都道府県幸福度ランキングですけれど、以前確か9位になったと申し上げましたけれど、最近公表されて、訂正されて、8位になったということでもありますので、1位上がってベスト8になったということでもあります。これも非常に喜ばしいことではないかと思っております。

さて、新型コロナでありますけれども、これまで県内では81例目まで感染が確認されております。現在は、昨日で感染確認されていない日が10日続いております。そして、入院されている方が1名のみとなっております。その方がですね、重症だったのが中等症というふうに快方に向かっておられると聞きました。一日も早い退院を願っております。回復を願っております。

そして、大変、寒いシーズンが近づいていますので、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念されるということでもあります。それで、県では重症化リスクの高い高齢者等や妊婦さんの方々に市町村の補助に加えて1,000円上乗せ補助を行うことといたしております。インフルエンザワクチン接種についてですけれども、そのようにしておりますので、まだ接種されていない方はお早めに接種してくださいませよう願いたします。

では、私から2点発表がございます。

1点目は「山形県プレミアム付きクーポン券」についてであります。10月22日に山形市で販売を開始するのを皮切りに、10月末までに全市町村におきまして販売を開始します。令和3年2月14日まで利用可能となります。

このプレミアム付きクーポン券は、1枚250円でご購入いただいて、500円のお支払いとして使えるわけです。飲食業、小売業、生活関連サービス業など、県内の幅広い業種でお使いいただくことができます。

10月9日現在で、約6,500店舗から本事業へ参加登録をいただいているところです。4枚を1シートとし、2,000円分を1,000円で参加店舗において販売し、販売した店舗でのみ利用いただけます。1人3シート、12枚までお住いの市町村の参加店舗でご購入いただくことができます。

この表示（補足：ポスターを示しながら）があるお店で販売をいたしますので、たくさんの皆さんにご活用いただきたいと思いますと思っております。また、販売店舗につきましては、市

町村ごとの一覧を県のホームページに掲載いたします。

新型コロナの影響を受けて、本県経済は、多くの業種で売上の大幅な減少が続くなど、厳しい状況が続いております。県としましては、市町村の皆様はじめ、商工団体など関係機関と一体となって、感染拡大防止と地域経済活動の両立を図るための取組みを進めているところです。

県民の皆様には、「新しい生活様式」の実践を徹底していただきながら、「山形県プレミアム付きクーポン券」を大いに活用していただき、地域のお店で買い物や食事をしていただくことで、消費拡大にご協力をいただきたいと思っております。県民みんなで地域の身近なお店を支えてまいりましょう。よろしくお願いいたします。

2点目であります。介護障がい者施設等の職員相互応援ネットワークについて申し上げます。

県では、介護施設や障がい者施設等における新型コロナの感染を防ぐため、1つとして、施設における感染防止対策の強化、2つ目に、仮に感染が発生しても必要なサービスを継続して提供できる仕組みづくり、この2点を柱とする「協力と団結で新型コロナウイルスを克服する福祉事業所ネットワークプロジェクト」に取り組んでおります。

このうち、サービスを継続できる仕組みづくりであります「介護・障がい者施設等の職員相互応援ネットワーク」について、このたび、関係団体との協議が整い、本日から事業開始することになりましたのでお知らせをいたします。

応援職員の派遣対象となる施設は、介護施設、障がい者施設、救護施設となります。施設内で感染者が発生した際には、まずは、施設を運営する法人内で人員配置を調整していただきますが、それでもなお、サービスに支障が生じるおそれがある場合に、県から委託を受けた派遣調整業務の実施機関が施設間の調整を行い、他の法人、他法人が運営する施設から応援職員を派遣いたします。

なお、派遣に要する応援職員の旅費・宿泊費、傷害保険の加入等につきましては、県が全額を負担することとしております。

本日付けで、各施設に対し通知を発出したのち、11月中旬を目途に応援が可能な施設を取りまとめ、その後、応援予定職員向けの研修などを実施してまいります。

県としましては、介護施設や障がい者施設での感染防止に引き続き取り組みますとともに、万が一感染者が発生してもサービスを継続的に提供できるよう万全を尽くしてまいります。

私からは以上です。

☆代表質問

記者

山形放送の高橋と申します。先ほどの知事のコメントの中に、同時流行が懸念されるということで、「インフルエンザの上乗せの補助をするので早めに接種してください」というコメントがあったのですけれども、開業医によるPCR検査の体制についてお尋ねします。

開業医による PCR 検査については、今月中に体制を構築するとしておりますけれども、現状の進捗についてお尋ねします。

知事

はい、わかりました。この冬の新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行に備え、両者の症状が類似しており容易に判別することは困難でありますので、厚生労働省の通知により、今後は、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関で相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を、10 月中を目途に整備することとされました。

県では、これまで、県医師会とともに、各地区医師会を巡回して、地域の実情に応じた発熱患者等の診療体制と検査体制の整備について説明会を開催し、協力を働きかけてまいりました。

このうち、検査体制につきましては、1 つとして「診察した診療所における検査」、2 つには「診察後に検体を共同集積所に取りまとめた検査」、また 3 つ目ですが「地域で共同運営する PCR 検査センターを設置しての検査」、この 3 つの手法を提示して、10 月末まで各地区医師会で検討をお願いしているところでございます。

また、発熱患者等への診療につきましては、10 月 19 日の時点で、病院では 38 か所、診療所で 90 か所を超える医療機関が協力の意向を示してくださっております。

さらに、地域での診療体制について検討を進めるため、県の 4 つの保健所において、各地区医師会単位で、市町村や新型コロナ重点医療機関等を交えて協議会を立ち上げたところでございます。発熱患者等を診療する医療機関の更なる増加や休日・夜間の診療体制などについて協議を進めているところです。

県民の皆様が安心して医療を受けられるよう、10 月末までの診療・検査体制の整備に向けて、引き続き、県医師会や市町村等の関係機関と連携して、しっかりと準備を進めてまいります。以上でございます。

記者

ありがとうございます。

☆フリー質問

記者

NHK の藤井です。よろしく申し上げます。今の関連で、診療所 90 か所とか病院 38 か所ありましたが、この数字については今現状どのように捉えているのかということと、課題があればですね、どういったところが足りないか。前回の質問ではまだ情報は上がってきていないという話でしたが、今回この数字も上がってきたところで、どのように課題とか認識されているか、お伺いしたいと思います。

知事

はい、そうですね。それぞれの地域の事情といったことがあるかと思いますが、やはり、同時流行ということに備えて、できればもうちょっと数字が増えてくれるといいなと思っています。やはりそれぞれの地域で、住民の皆さんが、県民の皆さんが安心して、暮らしていけるといいですか、コロナとインフルエンザですね、同時流行になっても、身近な所で検査や診療を受けられるというようなことになるのがやはり望ましいのではないかというふうに思っております。

記者

追加ですね、現在の、現状最大で 500 件程度という PCR 検査を、倍増して 1,000 件程度にするという、これを満たすには今の数字ってどれだけ上げられればいいのかというのは、何か目標値としてあるのでしょうか。

知事

数字ですか。

記者

今の数字ですね。診療所の、協力の医療機関とかですね、病院の医療機関の数が、どれだけになればその 1,000 件程度を満たすのかという、県としての目標値はあるのでしょうか。

知事

はい。その診療所が何件かというところまではちょっと非常に具体的なところでありますので、ちょっと担当のほうから答えてもらいます。

健康福祉部次長

1,000 件にするために何か所が必要かというふうなところまでの想定した積算は、申し訳ございませんが、現在のところではございません。ただ知事が今申し上げました通り、もう少し地域での診療体制が増えてですね、あとは検査のほうも PCR 検査センターとかそういう所でまとまって、地区の医師会の先生方がまとまって検査できる体制を整えればですね、目標としている 1,000 件はできるのではないかなというふうに想定はしております。

記者

共同通信の阪口です。よろしく申し上げます。まず 1 件、東北電力の女川原発の第 2 号機についての再稼働に向けた動きが大詰めを迎えていると思います。山形県内からも再稼働の中止を求める声があったりすると思うのですけれども、隣県の知事としてこの再稼働についてどのようにお考えでしょうか。

知事

はい。報道では承知をしておりますけれども実際に、そうですね、再稼働のですね、時期とかですね、そういったことについては何もお知らせもございませんし、ちょっと私としては今の時点でお答えするのは難しいかなと思います。ただ隣県でございますので、大災害が起きた際にはやはり全く関係ないというわけにはいかないと思いますので、隣県のですね、いろいろな考えとか、そういったこともぜひ、参考に聞いていただければというふうに思っております

記者

ありがとうございます。関連で何か具体的にですね、山形県として知事から何か考えを示す場とかそういうものを求められたりとか、今後例えば国のほうに要望されたりとかそういう予定はあるのでしょうかね。

知事

その再稼働について。

記者

再稼働について。

知事

いえ、現時点でそういうことは考えておりません。ただやはり情報をしっかりとですね、収集して注視してまいりたいと思っております。やはり福島県の時には、東北全体がいろんな影響を受けております。そういったこともございますので、県民の皆さんのお声もお聞きしながらですね、山形県としても、どういうことができるのかしっかりと考えてまいりたいというふうに思っております。

記者

発言を伺っているとちょっと慎重な姿勢なのかなと今思ったのですが、印象が間違っていたらすみません、やっぱり再稼働に慎重であってほしいとそういう考えなのでしょうか。

知事

そうですね、もちろん安全第一にやはりやっていただきたいと思っております。安全神話というものも崩れたというふうに思っておりますし、一旦その大災害が起きた時の大変な風評被害でありましたり実質的ないろいろな被害でありましたりですね、本当に東北全体が、日本中が経験したと思っておりますけれども、そのことを考えますとやはり、いろんなこ

とを考えながら対処していかなければというふうに思っております。

記者

ありがとうございます。もう 1 点すみません、また東海山形学園の件で大変恐縮なのですけれども、9 月にですね、県が特別代理人の選任手続きをしていないことに関してですね、学園側に指導されたと思います、口頭でですね。それで理事会を開いて追認をしているのかどうかというのを確認されたと思うのですけれども、10 月になってやっと前回知事会見の後に、部長と課長のほうから説明がありまして追認があったということで伺いました。

議会の追及がかなり、知事、県側がですね追及されたような事案だったと思うのですけれども、県側からですね、学園のほうに指導されて 1 か月経ってからやっと追認という形になったと思うのですが、この学園の対応についてですね、所轄官庁の県としてどのようなご所感を持っていらっしゃるか、受止めていらっしゃるか。追認まで 1 か月かかったということに対して、県としてどのように考えていらっしゃるか教えてください。

知事

はい、そうですね、県が指導したということで、それに従って追認をしたという事実があります。もちろん早くに越したことはないのですけれども、学園としてやっぱりいろいろな精査をしていたのかなというふうに思っております。でも早ければ早いほど良かったのかなとも思いますけれども、まず追認されたということ、そして最近ですけれどもその経緯を説明されて、お詫びをされたということを知っておりますので、皆様のところにもそういう文書が届いているというふうに聞いておりますけれども、そういったことできちんとされたのかなというふうに思っております。

記者

河北新報の岩田です。今日報道でですね、被災者生活再建支援法の関係で、これまで支給金としては対象外だった半壊の世帯について、「中規模半壊」というのも創設してですね、お金を出していこうというような、改正案の概要が報じられていますけれども、全国知事会でも求めてきたような内容で、課題もあるかと思えますけど、まずその受止めを、もしあれば。

知事

はい。やはり、一旦災害に遭ってですね、大規模でありましたり、いろいろなレベルの被害があるわけですけれども、本当に一旦災害が起きますと、大体そのままでは住めないということになりますので、やはりできる限りの支援をするのが望ましいというふうに思っております。今回そういうことに進むのであれば、やはり一歩前進なのかなと思っております。

あと、課題は本当にまだまだたくさんあるかと思っております。一つひとつ、やはり知事会としてですね、政府に提案を申し上げて、災害に遭われた方々が再建しやすいように、

そのようにしていければというふうに思っております。

記者

あと、この新法案だとですね、いわゆる適応基準の壁みたいなものも指摘されていて、全壊10世帯以上の市町村であるとかですね、これ、現状で今回の7月豪雨の被災世帯の方がですね、対象になるかどうか、適応されるかどうかというのを把握されているかというのと、あと中規模半壊が創設されましたけれども、この基準の壁については何か今後求めていくとかですね、その辺はいかがでしょうか。

知事

はい、本当に前にも確か政府には申し上げたかと思っております。それがどういう方法だったかはちょっと具体的には記憶しておりませんが、ただ、やっぱり10戸以上というその基準がよくわからないところです。1戸でありましても私はやはり該当させてほしいというふうにずっと思っておりますので、何戸以上というような基準はですね、やはり外して、規制を外していただくようにこれからも申し上げていきたいというふうに思っております。

記者

わかりました。7月豪雨の適用とかについては、まだ。

知事

それについては、防災担当から聞いてみたいと思います。

防災くらし安心部次長

防災くらし安心部の林です。こちらの7月ですね、豪雨災害の適用という部分につきましては、今お話にありました市町村10世帯というような基準とかありまして、それについてですね、このたびは該当にならないのではないかというふうに考えてございます。

記者

1市町村もならないということですか。

防災くらし安心部次長

そうですね、はい。

記者

それは国のほうから何か連絡が。

防災くらし安心部次長

いや、特に連絡ということではございませんが、元々基準が示されてございますので、そういったことで考えてます。

記者

わかりました。ありがとうございます。

記者

朝日新聞の三宅です。弊社でもすでに報じておりますけれども、25日に知事の後援会の会合が開かれるというふうに聞いておりますが、そこで知事は何をおっしゃるのか、すでにお心のほうは決まっておられますでしょうか。

知事

いえいえ、ちょっと今申し上げるわけにはいかないんですけれども、はい。すいません。

記者

申し上げるわけにはいかないけど、決まっているというふうに。

知事

決めつつあるというか、まだ、ちょっと考え中でございますので、すいません。

記者

わかりました。ありがとうございます。

記者

日本経済新聞の浅山です。一番最初の幹事社さんから質問のあった医療体制の関係で改めて伺いたいのですが、10月中ということなんですけれど、もう10日ぐらいしかない状況でですね。基本はこれ、かかりつけ医にですね、かかって、そこで対応してもらおうという趣旨かと思うのですが、そもそも10月中に間に合うものなのか、また、間に合わなくても体制は維持できるものなのか。また、そもそもこの建付け自体がですね、これ、国としては都道府県にしっかりやるようにという話かと思うんですが、受けている県としてみれば、これ、なかなかちょっと、かなり大きな方針転換でですね、難しいということなのか、このあたり、全体のスキームとしてはどう評価、また目標としてお持ちなんでしょうか。

知事

これは私の所感ということになるかもしれないんですけれども、大都会と地方というの

は事情が違うのではないかというふうに思っております。やはり大きな病院がたくさんある、医療資源がたくさんある大都会とですね、あと地方では本当に医療人が少ないです。医療資源が少ないです。本県は確か医師少数県の40位くらいだったと思います。

非常に、それぞれの地域で開業、診療所ですね、がんばってくださっているお医者さんがおられまして、そこはもう本当に医療のインフラだというふうに私は思っております。そういうところが何かいろいろな事情があってね、閉鎖なんてなった場合には、もうそこに住む人たちが本当に困ることになりますので、とても大事なんですね。

ところがそのコロナという状況になりまして、受診控えというものが行われたり、また、そこで検査もやるとかいろんなことが起きると、もうそれだけで患者さんが行かなくなる。行かなくなると、経営上の問題だけじゃなくて、その患者さんにとっても病気が進むことになるといいますか、非常に患者さんにとっても良くないということになりますので、そういったいろんな事情があって診療所のドクターたちがですね、やはりいろいろ危惧をしておられるのではないかなと思っております。

ですから、そういうところに対して、例えば、もしかしてそこで新型コロナが感染なって、クラスターなんていうことが例えば起きた場合の補償といいますか、そういったことが何もないわけなんです。だからそういったことも政府として考えていただけないかというようなこともやはり申し上げていきたいと、1回申し上げたような気がするんですけども、知事会に対して申し上げたかもしれません。

本当にそんなこともありますので、やっぱりもうちょっとですね、きめ細かい配慮というものを政府には、地方のそういう、依頼をするに当たっての配慮というものを、本当にぜひ私は望んでいるところです。お答えになったでしょうかね。

記者

つまり、知事は全国一律で求めるような形が、地方の実情になかなか合っていないという点と、さらにそういう形で県に求めるのであればよりきめ細かな、そのクリニックに対する補償であるとか、そういうものがないと県としても依頼しにくいということですね。

知事

しにくいっていうか、事情がわかるものですから、やはり政府で県に対して、地方自治体に対してそういうふうな体制を取るようにとおっしゃっておられて、その体制を取るといのはやぶさかではないのですけれども、それぞれの事情もございますので、やっぱりそういったいろいろな補償的ですね、配慮というものもセットでやっぱり依頼していくほうが、受けるほうとしては望ましいのではないかというふうに私は思っております。

記者

東海山形学園の関係なんですけれども、先ほど、確認なんです、知事が、皆様のとこ

ろにそういう文章が届いていると思いますけれども、そういうことできちんとされたのかなと思います、とおっしゃいましたが、3,000万円とか5,000万円とか、その辺、資産運用だという東海学園の説明について、それをもって説明を尽くされたということだということによろしいのでしょうか。その辺を確認したく。

知事

そうですね、当事者である学園側でそういう説明をされたということを承知しております。

記者

そういった説明については、納得のいく説明が尽くされたというふうに知事もお感じになっているということによろしいのでしょうか。

知事

はい、そういうことだったのかというふうに受け止めました。